

目次

【コラム】

「申告書受理と新型コロナ特例」

【今月の質問】は、今月は休みと
させていただきます。



主席研究員 笹目孝夫

<筆者 略歴>

1979年 横浜市入庁（主税
部財政局及び区役所にて固定
資産税部門の専任職・税務表彰
受理）2015年 横浜市財政
局主税部税務課償却資産センタ
ー退職

在職中より、全国自治体にて、固
定資産税（償却資産）研修講
師、全国版研修ビデオ「はじめの
一歩」「償却資産の基礎」ほか研
修教材作成等

2020年 月刊「税」連載「償却
資産の固定資産税実務の現場
から」（神戸市ほか）著作「償却
資産の固定資産税申告 Q&A」

総務省主催「償却資産の実地
調査研究委員会」委員歴任
総合鑑定調査 主席研究員

資産評価システム研究センター

特任講師 ほか

償却資産の実務



株式会社 総合鑑定調査

令和4年3月号

地方自治体の税務職員に、毎号、税務の学び方、実務、Q&A、税制改
正のポイントなど、最新の情報をお伝えします。

【コラム】 申告書受理と新型コロナ特例

「償却資産申告書」受理時、そして、申告書をチェックしながら納税通知書
送付のための電算入力をするあいだには、いくつかのチェックポイントがあ
る。

前回、「償却資産申告書」受理は賦課するためだけではなく、非課税の注
意点を述べたが、そのほかにも、課税標準額特例資産についても、税法上の
適用確認と正しい税額確定は重要な作業になる。

納税通知書を発送して、手元に届いたあとでは遅いのも、非課税の場合と
同じだ。

課税標準額特例については、種類別明細書の欄（特例に○をつける指示な
ど）のみの場合と、特例及び非課税申請書を求める自治体がある。

後者の特例、非課税申請書の書面は、条例での決定事項のため、「固定資
産税・都市計画税の課税標準の特例に係る届出書」「課税標準特例該当資産
届出書兼明細書」、「課税標準特例該当資産明細合計表」等、自治体によっ
て特例の場合でも提出書類の名称が異なっている。

特例、非課税申請書の書面は、実務の現場では重要になる。非課税、特例
（減免含む）の認定漏れ等のトラブルを防ぐのと、証拠資料として残すため
にも、「申告の手引き」の中には、申請書類と特例に該当することを証する
書類の提出も含めて提出が必要であることの明示をしめすと良い。特に、今
度のコロナ特例のような場合には、エビデンスとして重要になってくる。

<東京都「申告の手引き」>

（2）課税標準の特例が適用される償却資産

地方税法第349条の3（第1～34項）、同法第349条の3の4、同法附則第
15条（第1～45項）、同法附則第15条の2（第1、2項）、同法附則第15条の
3、同法附則第56条（第12、15項）に規定する一定の要件を備えた償却資産
は、固定資産税が軽減されます。

該当する償却資産を所有されている方は、「固定資産税・都市計画税の課税標
準の特例に係る届出書」（※2）をご請求のうえ必要事項を記入し、特例内容に
係る資料とともにご提出ください。

（例）内航船舶、外国貿易用コンテナ、公共の危害防止用施設・設備、自家
消費型太陽光発電設備、経営力向上設備等

主な適用資産については、主税局ホームページでご覧いただけます。主税局ホ
ームページをご覧になる方は、2ページをご参照ください。

⑩	課税標準 の特例	コード	記載する必要はありません。
		率	課税標準の特例（21ページ）の適用を受ける資産については、次のよ うに記載してください。 （例）1/18の特例 → 118 2/3の特例 → 203

<神戸市「申告の手引き」>

課税標準の特例の適用がある資産を所有されている場合には、上記明細とは別
に、①資産種類、②適用条項（根拠規定）、③特例率の別に区分した資産明細（④
数量、⑤取得価額、⑥評価額、⑦課税標準額、⑧種類別明細書の掲載頁、行位
置）と④～⑦の集計結果を記載したものを作成のうえ添付してください。

株式会社

総合鑑定調査

東京支店

〒164-0001

東京都中野区中野 5-24-

18 クロス・スクエア

NAKANO405

TEL:03-5942-4155

<お知らせ>

償却資産は、土地や家屋に比べ特例が非常に多くあり、その改正も頻繁に行なわれています。償却資産としての課税が可能なものは想像以上に多く複雑であり、意図的にではなく申告から漏れてしまう償却資産も多数存在しています。

弊社では、政令指定都市で償却資産の専任職として多数の大企業の調査行ってきた自治体OBを中心として、さまざまな角度から償却資産の適正課税のご支援を開始しました。

償却資産の評価を行うにあたっての知識のレベルアップを目的とし、償却資産に精通した講師を派遣し、自治体様へ特別講座を行います。講義内容・ご予算等、詳細については、まずは、お気軽にご相談下さい

<横浜市 「申告の手引き」>

3 提出していただく書類

(1) 必ず提出していただくもの

① 「償却資産申告書」 ② 「種類別明細書」

◎前年中に資産の増加及び減少がない場合でも、「種類別明細書」は必ず提出してください。

(2) 該当する資産がある場合に提出していただくもの

課税標準の特例がある資産を所有されている場合… 課税標準特例該当資産届出書兼明細書、事実を証明する書類

年度償却資産課税標準特例該当資産届出書兼明細書 (提出用)									
所有資産箇所 (法人にあっては本店所在地)		所有者氏名		資産所在地		所有者コード			
区		区		区		区			
資産種類	資産件数	取得価額	評価額	課税標準額	減額分	取得年	耐用年数	取得価額	評価額
構築物									
機械及び装置									
工具、器具及び備品									
合計									

行	申告区分	資産の名称等	特例適用項目	取得年月	耐用年数	取得価額	特例コード	平成	年度評価額
1			法第349条の3第1項第1号						
2			法第349条の3第1項第2号						
3			法第349条の3第1項第3号						

地方税法附則 63 条（新型コロナウイルス感染症等に係る中小事業者等の家屋及び償却資産に対する固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例）についての質問が多く自治体からきている。

その内容は、現在、自治体は令和 4 年の申告を受理しているが、令和 4 年の申告に令和 3 年の申告漏れが含まれているものが提出されるが、ここにコロナ特例に該当する資産が含まれている場合、どう判断するのかというものだ。

総務省は、コロナ特例（地方税法附則第 63 条第 3 項）の規定の適用の判断にあたっては、「やむを得ない事情」とであると判断し、遡及して特例を適用するのか、あるいは追徴を行うかは、各市町村の判断にゆだねるという回答をしている。

地方税法附則 63 条を確認すると次のようになる。

第 3 項「市町村長は、前項に規定する期間の経過後に同項の申告がされた場合において、当該期間内に申告がされなかつたことについてやむを得ない理由があると認めるときは、当該申告に係る特例対象資産につき第一項の規定を適用することができる。」

第 4 項では、「第二項の規定により申告すべき事項について虚偽の申告をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。」としている。

令和 4 年度の申告漏れ資産（令和 3 年取得資産）について、第 3 項（やむを得ない理由）にあたるのか、第 4 項（虚偽の申告をした者）にあたるのかで、真逆の判断になってくることになるのだ。

私の集めた情報の範囲では大きな自治体は、次の判断をしている。

* 令和 3 年 9 月段階で、令和 3 年 11 月以降は、特例対象外とする旨を通知。

* 令和 3 年 12 月末まで特例を対象。（令和 3 年 9 月 30 日の緊急事態宣言解除を目安として、「やむを得ない理由」の判断。「やむを得ない理由」の解除日から 90 日を経過した日からとの規定（条例）。

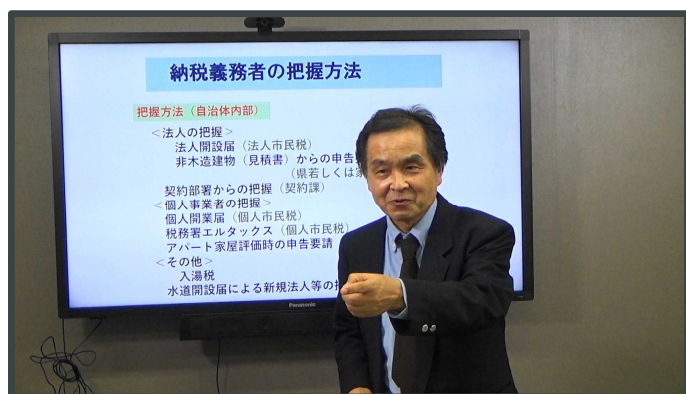
* 地方税法附則 63 条、地方税施行規則附則第 29 条によると、コロナ特例を適用するために特例対象資産一覧表の提出を求めているので、この一覧表に存在する資産の修正については特例を適用し、一覧表に存在しない申告漏れについては適用しない。

このほかにも特例、非課税申請書の書面の存在の有無は、実務では重要になってくるのだ。

償却資産 担当実務者向けレポート 無料解説動画のご案内

これまでに約200以上の自治体の償却資産実務の現場に研修等で関わってきた
笹目孝夫 主席研究員（元横浜市財政局主税部 償却資産専任職）が執筆する
「償却資産担当事務者向けレポート」について、本人によるレポートの解説動画が
下記のとおり視聴することができます。

【解説動画の様子】



これまでの解説内容

[11月号]

・「申告の手引き」の可能性 ②

[12月号]

・「申告の手引き」の可能性 ③

[1月号]

・「償却資産申告書」受理の工夫 ①

[2月号]

・「償却資産申告書」受理の工夫 ②

[3月号] の「申告書受理と新型コロナ特例」についての解説動画は

3月中旬に配信を予定しております。

※ [3月号] 配信の際には、登録されているアドレスにメールをお送りいたします。

動画視聴はこちらから

「総合鑑定調査」のキーワードで検索

総合鑑定調査	検索
--------	----



こちらのボタンをクリック

無料会員（自治体）限定
償却資産担当事務者向けレポート 解説動画視聴はこちらから
→
視聴には、パスワードの入力が必要になります。 レポート配信の際のメールに記載があります。

パスワードは「 sogoskt 」を入力ください。